

令和7年第4回筑西市教育委員会定例会会議録

招集日時	令和7年4月17日(木) 午後2時00分 (開会:午後2時03分 ~ 閉会:午後2時25分)
場 所	筑西市丙360番地 本庁舎3階 筑西市教育委員会302会議室
出席者	教育長:大森達也、教育長職務代理者:塚本真実、教育委員:草間武、教育委員:山口雅敏、教育委員:岡野陽子
欠席者	なし
傍聴者	なし
委員以外の出席者	教育部長:市塚文夫、副部長:吉原真由美、副部長:松本和能、副部長兼学務課長:稲川栄士、副部長兼指導課長:松山勝洋、生涯学習課長:飯島知枝、文化スポーツ課長:成田佳輝、しもだて地域交流センター長:池田健 学務課学校総務係課長補佐:稲葉美沙子、学務課学校総務係主任:根本知尋
議 案	報告第 7号 令和7年度筑西市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について 報告第 8号 文化財保護審議会委員の委嘱について 議案第15号 筑西市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部改正について
議事の概要	教 育 長 : ただいまから、令和7年第4回筑西市教育委員会定例会を開会します。 それでは、日程2 報告事項に入ります。(1)筑西市校長会等の役員について、説明をお願いします。 指 導 課 長 : 報告事項(1)筑西市校長会等の役員について、ご説明いたします。 令和7年度の筑西市校長会等の役員について決定しましたので、お知らせするものです。 筑西市校長会会長として、明野五葉学園校長 入山克巳、副会長以下につきましては、資料のとおりとなります。 また、筑西市教育研究会会長として、関城中学校長 根本愛子、副会長以下につきましては、資料のとおりとなります。 続きまして、令和7年度学校評議員について説明させていただきます。市内20の小中学校、義務教育学校で計101名の方に委嘱させていただく予定です。下館小学校につきましては、今年度より、地域と学校が連携して子どもを育むことを目的とする学校運営協議会を設立しましたので、学校評議員の委嘱はございません。

説明は以上となります。

教 育 長： ただいま、（１）筑西市校長会等の役員について説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

続きまして、（２）筑西市生涯学習指導員等の配置について、説明をお願いします。

生涯学習課長： 報告事項（２）筑西市生涯学習指導員等の配置について、ご説明いたします。

初めに、生涯学習指導員について説明させていただきます。筑西市生涯学習指導員に関する要綱の規定により、生涯学習振興の観点から、令和７年度においても会計年度任用職員として任用するものです。主な業務といたしましては、生涯学習に係る情報の収集及びその提供に関することとなります。任用者は、継続して９年目の任用となります。

続きまして、特別青少年相談員について説明させていただきます。筑西市青少年センター規則の規定により、青少年育成の観点から令和７年度においても会計年度任用職員として任用するものです。主な業務といたしましては、青少年に係る相談、指導等に関することです。任用者については、継続して４年目の任用となります。

最後に、筑西市社会教育指導員について説明させていただきます。筑西市社会教育指導員に関する要綱の規定により、社会教育振興の観点から会計年度任用職員として任用するものです。主な業務といたしましては、家庭教育に関する指導助言等となります。任用者については、継続して３年目の任用となります。

任用期間は、３名とも令和７年４月１日から令和８年３月３１日までです。

説明は以上となります。

教 育 長： ただいま、（２）筑西市生涯学習指導員等の配置について説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

続きまして、（３）令和７年度コミュニティセンター等職員の配置について、説明をお願いします。

しもだて地域交流センター長： 報告事項（３）令和７年度コミュニティセンター等職員の配置について、ご説明いたします。

今年度、新たに配属となりました職員について報告します。まず、コミュニティセンター長ですが、しもだて地域交流センター、竹島コミュニティセンター、生涯学習センター、関城コミュニティセンターにおいて、変更となっています。なお、生涯学習センター長と関城コミュニティセンター長については、兼任となっております。次に、社会教育指導員ですが、伊讚コミュニティセンター、大田コミュニティセンターにおいて、変更となっています。

以上、センター長3名、社会教育指導員2名、計5名を新たに迎え、利用者の生涯学習や憩いの場として欠かせない施設となるよう、適切な管理運営に努めていきたいと考えております。
説明は以上となります。

教 育 長： ただいま、(3)令和7年度コミュニティセンター等職員の配置について説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。
続きまして、日程3 議事に入ります。報告第7号「令和7年度筑西市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について」、報告をお願いします。

指 導 課 長： 報告第7号「令和7年度筑西市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について」、ご説明いたします。
令和7年度の定期人事異動等により委員に変更が生じたことから委嘱を行うものとなります。令和7年度は、委員8名のうち2名が新委員となります。今回委嘱する委員の委嘱期間につきましては、筑西市いじめ問題専門委員会設置条例の規定により、前任者の残任期間として、令和7年4月1日から令和9年7月23日までとなります。
説明は以上となります。よろしくご説明いたします。

教 育 長： ただいま、「令和7年度筑西市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらご説明いたします。よろしいでしょうか。
続きまして、報告第8号「文化財保護審議会委員の委嘱について」、報告をお願いします。

文化スポーツ課長： 報告第8号「文化財保護審議会委員の委嘱について」、ご説明いたします。
文化財保護審議会委員につきましては、2年間の任期で委嘱しておりますが、令和7年3月31日をもって任期が満了したことから、あらためて令和7年4月1日から令和9年3月31日まで2年間の委嘱をするものです。
委嘱の内容についてですが、令和6年度末をもって2名が退任され、後任として、新たに2名の方にご承諾をいただいております、6名を常任委員として予定しております。
なお、名簿中付番をしていない方について、これまでも常任委員をお願いしておりますが、現在、勤務先で出産・育児のため休職されている関係で、一度、委員の任を解きまして、専門分野の審議事項がある場合は、臨時委員としてお願いしたいと考えております。
説明は以上となります。よろしくご説明いたします。

教 育 長： ただいま、報告第8号「文化財保護審議会委員の委嘱について」説明いただきましたが、ご質問等ございました

らお願いいたします。

塚本委員： 委員会の構成人数は何人になっているのですか。

文化スポーツ課長： 条例では、委員は15人以内で組織すると定められております。委員については、審議する案件が広いため、分野の偏りが無いよう委員の委嘱を行っているところであります。

塚本委員： 必要が生じたときに審議をお願いするということですか。

文化スポーツ課長： 今年度は、関本地区の祇園囃子の人員が減ってきているため、お祭りがなくなる前に、文化財の指定が行えればと考えております。しかしながら、文献等があまりなく、言い伝えを頼りに調べているため、時間をかけて調査を行っていただいている状態です。

教育長： よろしいでしょうか。

続きまして、議案第15号「筑西市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部改正について」、説明をお願いします。

学務課長： 議案第15号「筑西市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部改正について」、ご説明いたします。

今回の改正に伴う制定改廃の理由、目的及び根拠についてですが、現状の運用に即した規則内容への見直し及び事務効率化を図るものとなります。改正による施行日は、令和7年5月1日となります。

続きまして、主な改正内容についてご説明いたします。まず、第1条ですが、現行では「筑西市立の小学校、中学校又は義務教育学校に就学する障害のある児童生徒」と規定していますが、改正案では、「本市において障害のある子を養育する」に改正いたします。これは、就学奨励費の対象者の要件を「市内の学校へ就学していること」から、「市に住民登録のあること」に変更し、市外・県外の区域外に就学する児童生徒についても、適用することができるようにするための改正となります。

次に、第2条ですが、先ほどご説明しましたように、対象者を、本市の住民基本台帳に記録されている児童生徒及び保護者とするための改正となります。

第3条につきましては、第3項を新設し、年度途中の転入などに対応するため、月割計算等の規定を設けるものです。

次に、第4条ですが、就学奨励費の支給対象者についての規定を整理し、対象とする者、対象としない者を明確に規定するための改正を行います。

第5条及び第10条につきましては、事務効率化を図るため、申請書等の様式を変更するための改正となります。

第8条につきましては、年度途中の転入者の支給対象期間について、「前在籍学校及び前住自治体の教育委員会との協議」により定めることとしています。

第11条につきましては、決定の取消しをいつから適用するか、取消時期を明記するものです。

続きまして、別表についてご説明いたします。こちらは、支給費目に係る表となりますが、体育実技用具費につきましては、今年度から対象としないこととするため、削除しています。

また、様式第1号、第2号及び第4号につきましては、法令の改正に伴い、変更を行うものでございます。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

教 育 長： ただいま議案第15号「筑西市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部改正について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

岡 野 委 員： 支給費目として、学校給食費も対象となっているようですが、筑西市では給食費は無償化となっていると思うのですが記載があるのはなぜですか。

教 育 部 長： 筑西市に住民票があり、市の給食センター管轄の学校に在籍している児童生徒は給食費が無償化となっておりますが、他市の学校へ区域外就学している場合や、県立の支援学校に就学している場合は、一旦保護者が自己負担分としてお支払いいただき、筑西市の給食費負担限度額を上限に補助金として支給しております。就学奨励費については、法律に基づき規則の整備を行っているため、整備上このような記載となっておりますので、ご理解賜りたく存じます。

教 育 長： よろしいでしょうか。

それでは、議案第15号「筑西市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部改正について」、賛成の方は挙手お願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第15号について、原案どおり可決いたします。

続きまして、日程4 協議に入ります。(1) その他協議事項について、委員のみなさんから協議したい事項について、なにかございましたら挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

以上をもちまして、令和7年第4回筑西市教育委員会定例会を閉会します。

協 議